広報あしや

昭和49年11月20日 第332号 発行所 芦屋市精道町7－6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可（定価2円）

▷芦屋市民憲章◁

わたくしたち芦屋市民は

■文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
■自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう
■青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
■健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
■災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう

芦屋市の人口と面積

—11月1日推計人口—

人口総数	75,776	世帯数	22,231
男	36,311	面積	16.07km²
女	39,465		

ことし四月に開園した市民農園では、今、白菜やきく菜、大根、ホウレン草、ネギなどが丹精こめて育てられています。

農園を利用されているかたの多くは、マンションなどに住んでいるため土に親しむ機会の少ない人や、子どもに収穫の喜びを味あわせ、自然にふれさせる生きた教育の場にしたいというかたで、日曜日には家族連れで手入れをしている姿が見られます。

この市民農園は、浜農園（浜町72、四十区画）と南宮農園（南宮町80－1、六十区画）とがあり、市民のかたに二区画約十平方メートルをお貸ししているものです。

なお、現在の利用者は来年三月末までで利用期間が終わります。

新しい利用者については来年一月ごろに募集する予定で、応募方法などくわしくは追ってお知らせいたします。

市民農園利用者の声

家の庭が広くなく、陽当たりも悪いので市民農園に申し込んだんですよ。土いじりもしたかったですしね。くわなどの道具がないものですから、最初にうねをつくるときなど庭いじり程度の道具でするのはたいへんでした。でも、一番初めに種を植えたレタスがたくさんとれましてね。それに、しろ菜や大根もよくできて、おつけものなどにしていただいています。

おもな世話は土曜、日曜に主人がして、私は水かけとか雑草取りを手伝っています。夏の暑いときやこれから寒くなると手入れに苦労しますけれど、自分の手で作ったものは安心だし、何よりも新鮮でやわらかい野菜のとれるのが魅力ですね。今は、にんじん、大根、ネギ、しろ菜、きく菜、ピーマン、ホウレン草などを植えているんですよ。（浜芦屋町、一主婦）

プライバシーの保護に計画をさらに検討

照会はがきの送付遅れる

住民記録のコンピュータ利用

市は住民票をもとに統計資料や通知書などを正確、迅速に作成するため、コンピュータの利用を計画してきました。

この計画は、プライバシーとの関係を特に重視しなければならないことを前号でもふれましたが、コンピュータがいかに便利であっても、それによる情報処理にはプライバシーを侵害するおそれがあるという意見があります。また、住民記録のコンピュータ利用について、一部では「将来国が個人のデータを二元的には握し、いわゆる国民総背番号制や管理体制の強化などに利用されるおそれがある」と、不安感を抱く向きがあります。市では、このような考えを持っていませんが、コンピュータは人間尊重の立場から十分なプライバシー保護対策や管理運営を行なって、みなさんに安心していただいたうえ利用することが一番大切であると考えています。

そこで、これまでにも使用目的やデータの管理などに十分配慮しながら進めてきましたが、市は、市職員労働組合からの申し入れに応じ、今後の計画を進めるにあたって市職員労働組合と協議して、プライバシー保護に注意していくことにしています。

従って協議の手続きやその結果によっては、さらに対策を講じるなど、予定の計画が若干ずれるおそれもあります。

前号に住民票からの入力項目のお知らせや、十二月初旬に照会はがきを送り、氏名の読み違いなどがないかご回答をいただくようお願いしましたが、以上のような事情により往復はがきの発送が多少遅れるかもわかりません。この点、前号の一部訂正をいたしますとともに、後日送付しました際にはよろしくご協力くださいますようお願いします。

公民館講座

在日朝鮮人問題を考える

六十万といわれる在日朝鮮人が今、日本の社会で苛酷な生活を強いられています。この人々がその生活史をとおして投げかけている問題は、今日のわたしたち日本人の姿を浮き彫りにさせています。

人間として、日本人として、わたしたちがどうあるべきかをとらえていきましょう。

▼とき　十一月二十五日～十二月十六日（計六回）
▼ところ　市立公民館
▼講師　大阪文学学校講師・金時鐘氏▽京都大学助教授・飯沼二郎氏▽「朝鮮研究」代表編集者・佐藤勝巳氏ほか
▼受講料　無料
▼対象　市内在住、在勤のかた
▼定員　三十五名
▼申込み　十一月二十五日まで市立公民館（電話㉛四九九六）へ電話でどうぞ。
▼その他　スケジュールに多少変更がある場合はご了承ください。

野犬を捕獲します

早朝、不定期に実施

最近、犬の放し飼いなどの迷惑行為や野犬が横行するなどの苦情が多くなっています。このため芦屋保健所では、不定期に早朝捕獲を実施しますので次のことにご注意願います。

①放し飼いの犬は捕獲します。
②くさりなどでつないで散歩してください。
③野犬や放し飼いの犬の多い地区のかたは、芦屋保健所（電話㉜〇七〇七）へご連絡ください。
④捕獲された犬は、飼い主が判明して返還の申し出があれば、保健所で次の手数料により返還します（三日間のみ）。

登録	返還手数料	飼育管理費
有	一頭につき一千円	一日につき二百円
無	一頭につき三千円	

犬の登録と狂犬病予防注射　犬の登録は年一回、狂犬病予防注射は年二回（春、秋）受けなければなりません。まだ受けていないかたは、十一月中にもよりの家畜病院で受けてください。

十二月に飼い犬の調査をしますが、その際、無登録、無注射の場合は行政処分をしますのでご注意ください。

犬のふん害　もし、あなたの家の玄関先に犬にふんをされているとどんな気がしますか。また、道路や公園で犬のふんをふんづけたり、見かけたりするのはたいへん不愉快なことです。犬をお飼いのかたは、他の人の気持を考え、犬のふんは清潔に処理してください。兵庫県では飼い犬条例により、ふんの処理を怠ると罰せられます。

県民のくらしを守る消費者保護条例とは

大量生産、大量販売、大量消費の経済体制の中で、商品や契約に関する情報が得られず、さらに、主張や要望を反映させる組織力や行動力を持たないため、消費者は常に弱い立場におかれています。

この弱い立場にある県民のくらしを守ろうと、県では「消費者保護条例」を制定、九月二十六日から施行しています。そのあらましをご紹介しましょう。

1　行政や事業者の責務など

県は広域的な立場で施策を定め実施し、市はその地域の状況に応じた施策を行ないます。

また、事業者は、商品や役務について①危害が発生しないように、②規格に合うように、③資源を正しく利用するように、④計量、表示、包装そして販売方法などを正確にして、県や市に協力するという責務を持っています。

一方、消費者も自ら進んで消費生活に関する知識を学び、その知識をもとに、自主的、合理的な行動をとることが必要です。それによって、消費生活の安定、向上に積極的に努めなければなりません。

2　消費者保護の積極的施策

商品についての苦情が出たときは、事業者と消費者の言い分が違うのは必至で、どちらの言い分が正しいかを判定するために「良いものとはなにか」というものさし（基準）がなければなりません。この点を明確にするために「事業者が自主的、積極的に基準を定める」よう努めることとし、一方、県は知事の責任において、危害の防止、消費者の取引の安全など、必要を認めた場合は「県の基準」を定めることができるのです。そして、危害の恐れのある商品は、県民に周知や公表ができ、さらに、試験や検査を行なうこともできます。

3　苦情処理の体制

事前に万全の対策を講じても、やはり完全に苦情の発生をくいとめることはできません。しかも、ときとしてこじれにこじれ、消費者も事業者も一歩も譲らぬ、ドロ仕合となる場合もあります。

そこで県では、専門の機関を設けて、調停を行なうことにしています。

また、市の行なう苦情処理についても、情報の提供、技術的援助をすることにしています。

4　消費者訴訟の援助

消費者自らが「消費者訴訟」を起こしたときは、訴訟に必要な費用や資料の提供などの援助を、県が行ないます。訴訟援助は、次の場合に適用されます。「同一の被害が多数発生し、または多数発生するおそれがあるもの」「一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの」などです。

アメリカでは、同じ被害を受けた全員を代表して、一人が訴訟を起こし、裁判に勝てば全員に補償がおよびます。日本は、被害者自身でないと訴訟を起こすことができず、消費者はきわめて不利な立場におかれています。条例は、このような現状の不備をうめていこうというねらいを持っているのです。

訴訟費用の貸付けを受けた場合、終了したらすぐ県に返さなければなりません。しかし、必要であると認められた場合は、これを返さなくてもよい場合があります。原則的には、消費者が損をしないように、という趣旨が盛り込まれているわけです。

その他、生活関連物資に関しての指定、調査などの規定があります。

この条例を効果のあるものに育てるためには、県や市の努力に加え、消費者自身の積極的な姿勢が必要です。消費者行政と消費者運動とが一体になってこそ、消費者が最優先に考えられる経済環境が実現できるのです。

お買物の苦情は

いつどこで何を
いくらで買って
どう使って
どうなって
どうしたか
できるだけ正確に
できるだけ早く申し出てください。
早ければ早いほどよりよい処理ができます。

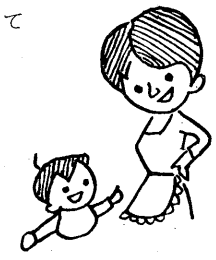

あなたの苦情からよりよいくらしを！

消費生活苦情相談

市役所経済課（電話㉛2121）で受付け

消費生活モニター通信から

食品に使われる合成殺菌料

「合成殺菌料の有害が問題になり、練製品、ハムなどは使用禁止が徹底されているようです。ところが、先日スーパーで袋入りの生うどんを買い、裏の表示を見ると合成殺菌料使用と書いてありました。このような製品が出回っても別にかまわないのでしょうか」

消費生活モニターから、このような通信がありました。そこで、合成殺菌料についてご説明しましょう。

食品添加物としての合成殺菌料といえば、AF2を思い浮かべますが、これはもうご存知のように使用が禁止されています。しかしAF2以外にも、法律で使用を許された合成殺菌料があります。それは過酸化水素、次亜塩素酸、次亜塩素酸ナトリウムです。

過酸化水素は、オキシフルなどの名称で家庭用殺菌、消毒液に三パーセント溶液として市販されているものと同じです。食品に対してはいろいろのものに用いられており、その多くは食べものを白く見せるために使っています。たとえば、生数の子の血すじの脱色やのしいか、寒天などです。また、かまぼこ、ちくわなどには色を白く見せることと殺菌を目的として使用され、お申し出のあった生うどんには主として殺菌を目的として使われています。初めは、食品に使用した後はすぐに分解されてしまうと考えられていましたが、その後安定剤として添加されるリン酸塩などのために、相当量残存するということがわかってきました。そのために、使用の基準がつくられています。

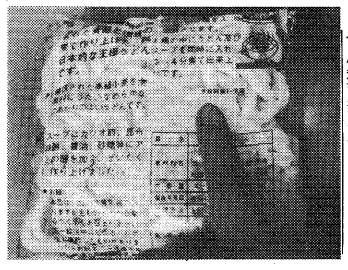

合成殺菌料を使った生うどん

次亜塩素酸と次亜塩素酸ナトリウム（いわゆるサラシ粉の類）は強い殺菌力と漂白力をもっており、水道の水や野菜の消毒に使われます。この殺菌料は、現在ゴマの漂白に使用することが禁止されているだけです。

殺菌料を使用する目的は、本来赤痢菌などの細菌の汚染から食品を保護し、食中毒を未然に防止することです。従って製造時に、そのような危険性があるときにのみ使用されるのが本来のありかたでしょう。ですから殺菌後、これらの添加物が残存して、その後に付着する細菌を殺して保存性を高めるのは結果としての効果であって初めからその結果に期待をかけて使用するのは、必ずしも本来の目的にかなった使用法とはいえないでしょう。実状は必ずしもそうではありませんが－。

従来、AF2などの殺菌料が、食品衛生上果たした役割は少なくありませんが、一方において食品の製造や品質の管理を十分に行なうことにより、必ずしもこれら添加物に依存しなくてもよいという考えも必要でしょう。

こういった問題が起こるのも、現行の表示方法では「合成殺菌料でも、あるいは物質名でもよい」ということになっているためで、消費者のサイドから見れば「合成殺菌料（過酸化水素）使用と表示すべきだ」といえましょう。

消費者メモ

★輸入肉販売　十二月二日(月)十二月十六日(月)会場および時間は次のとおりです。どうぞご利用ください。

▼松ノ内公園…午前十時～十時三十分▼川西公園…午前十時四十分～十一時二十分▼宮塚公園…午前十一時三十分～十二時▼呉川町…午後一時～一時三十分▼阪神打出駅北側…午後二時～二時三十分▼大東公園東側…午後三時～三時三十分。

手を結ぶ消費者

消費者活動の現況とそのあり方をめぐって

座談会

消費者にまつわる問題は、日々のニュースの中に現われています。そのことは、消費者の権利がいろんな面で侵かされていることの具体的な現われと言えます。いうまでもなく、消費者問題とは、企業の生産する、不衛生、有害、危険等の安全性を欠く商品、表示のない、誇大な、また、いつわりの表示の商品、お互いに協定された価格の商品などの生産や販売、さらには、消費者に対する不利益な取引きの強制など、消費者が商品やサービスを選ぶ前提や条件が備わっていないことから消費者がいろいろな不利益を受けることからおこってくるものです。

今回は、芦屋市における消費者運動の現状とそのありかたをめぐって、市内において、活動なさっているグループのかたがたに話し合っていただきました。この座談会の中でも取り上げられているように、有害食品を追放する組織的な努力もたいせつですし、また、より本質的に消費者問題を解決していくためには、基本的には、企業のあり方、消費者のあり方をそれぞれ問うていくことが必要だと思います。そして、「賢い消費者」、「考える消費者」は、「手を結ぶ消費者」がその前提となりましょう。今回の座談会は、具体的な結論をえようとかいうことではなく、消費者問題を考え、実践のための手がかりにと話し合っていただいたものです。ご意見なり、ご批判なりがあればどしどしお寄せください。（この座談会は、十月十六日に行なったものです）

〈ご出席のかたがた〉（発言順）（敬称略）

芦屋共同購入会　中村朝太郎
芦屋たまごEグループ　浅井達子
カナン消費者の会　広瀬君代
グループかなめ　田中富子
芦屋市消費者協会　山村康六
同　天野照子
有害食品研究会芦屋支部　三木政憲
兵庫県生活部生活課消費者団体係　係長　中村吉宏
同　北原昭夫
芦屋市市民部主幹　西尾強一
〈司会〉芦屋市市民部長　石垣鋭彦

〈グループ活動の現況など〉

司会　きょうは、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。こういうメンバーが一同に会するのは、今までなかったのではないかと思います。最初に、各グループなり団体のご活動の状況などのご紹介からお願いします。

中村（芦屋共同購入会）　私は、終戦後、灘神戸生活協同組合の本庄支部の新設に参画し、本庄支部がひとりだちするようになりお手伝いをやめました。その後、有志が芦屋生活協同組合をつくられた時は参加しなかったが、一年そこそこで事業が不振になって休業…。なんとか復活したいというので、県と話をしているが、県の許可が得られていません。名はないのですが、実体を何とかしたいと考えています。現在、芦屋で八百二十世帯。神戸共同購入会を入れて、両方で二千世帯ちょっと。扱っているのは、牛乳、お米、たまご、洗剤、トイレットペーパー、お酒など。

浅井（芦屋たまごEグループ）　私たちは三木市の養鶏場から直接、たまごを共同でわけてもらっています。ふつう、たまごというと無理な飼育方法をしており、えさに抗生物質とかを入れているそうですが、このたまごの場合は、そういうことをなるべくしないで飼うことを研究された結果、健康な鶏ができることになったと聞いています。私たちのEグループで約三十世帯。

広瀬（カナン消費者の会）　四十六年十一月から共同購入を始め、いま約二十人が参加。品物は、牛乳、たまご、しょう油、砂糖、米、酒、とり肉、さらだ油、野菜、果物、灯油、石けん、トイレットペーパーなど。また、一か月に二回、代表者による勉強会を当番制でやっており、また、講演などに参加し、報告会をもち話し合っています。会の特色は、労力の完全負担制、すなわち、全員が順番で注文、集金の世話をしていること。動機は、公害食品に疑問をもち、これではいけないと思い、これから起こりうる公害に注目しなければならないというところから。

田中（グループかなめ）　昨年の五月ごろ関西主婦連の輸入肉の共同購入をきっかけとして、「消費者グループ」ができ、そして活動が幅広くなったため昨年十二月発展的に解消し、そのひとつとして、グループかなめが今年一月に発足しました。

動機は、家族の健康は主婦のたいせつな責任だということから。現実には有害な添加物の入っている食品がはんらんしているにもかかわらず、お母さんがたが、それらを無神経に子どもに与えているのを恐ろしく思い、それを止めるにはどうすればよいか。ということから勉強会をもったのがそもそもの始まり。

最初に手がけたのが、輸入肉。欧米にくらべて日本では、以前は、農薬を使いすぎてきたので土壌が汚染されている。いっぽうでは、日本では人の好みに合わせて飼育しているので味はいいのですが、農薬の汚染の面でいうとオーストラリアのは、少しは安全だろうというのが理由で公害の少ない、安心して食べられるものを選んでいます。初めは、月二回主婦連から冷凍車が来て各公園（市の許可をえて使用）で共同購入してきた。ことしの三月ごろから、物価の急上昇に悩まされている主婦のかたがたからは「肉は安く世話をしてもらって喜んでもらっている」が、「つけ合わせの野菜、くだものなどが高値で困っている」というので、その世話もという声が各地で盛りあがったので今の業者に協力してもらっています。

このような状況で、本来は、食品公害を勉強するところが、いまは安売りのほうに走りかけつつあります。いずれはグループのかたに集まってもらい、少しでも安全なものを取り入れる勉強会をやっていきたい。十一月十三日には明石から自然食品の研究家をお招きして玄米食の講習会を開くことになっており、今後は本格的に研究を深めていく予定です。　現在のところ第一、第三月曜日が輸入肉の販売、また、場所を変えての青空市（野菜市）、毎週木曜日には「とうふ」を東灘区の業者からもらっています。これは、六月からAF2はぜったいに使っていないし、容器はフタル酸エステルの被害はないし、水をあまり入れていないので雑菌が繁殖しないというもの。

また、西宮市の「食研グループ」（地域汚染、食品添加物を厳密に検査をして良好な食品を扱かうグループ）から月一回、自然食品のあっせんをしてもらっています。これは十八日までに申し込むとあくる月の木曜日の午前十時～十二時までに中央公民館（西宮北口）へとりにいく。地区単位でだれかお世話するかたがあれば、一括申込みで共同購入ができます。

山村（芦屋市消費者協会）　昭和四十三年に、消費生活モニターをしていたかたたちが集まって始め、四十五年には、生活学校の方たちも加わり芦屋市消費生活改善グループをつくりました。四十八年には、芦屋市消費者協会と改め、いま会員数は二百六十五人、役員が二十人。全市的に広がっているので、組織的に活動すべく研究部と共同購入部をつくり、研究や実施計画をたてていく形をとっている。毎月一回、役員会を開き、前の月の報告とその月の実施計画の予定を協議しています。

私たちも、田中さんがおっしゃる、賢い消費者、考える消費者になるような勉強をし、そうしたグループとして成長したいと考えています。一番容易に集まってもらえて成功したものは、共同購入。これはどうしても、てっとり早く効果がみえるもの。しかし、共同購入することだけが協会のしごとでは、もちろんない、ということで、研究部をつくったりあるいは、阪神消費者協会連合会の食品公害や過大包装についての研究会へ委員を派遣したり、安全食品連絡会へ団体加入をしています。

共同購入は、月三回実施し、一回は、野菜とか乾物を中心に四つの小学校区を順次回わっている。そのほか冷凍ものを月二回。

AF2については、安食連がこの問題に取り組んでいるので、阪神消費者協会連合会といっしょになって反対運動をし、すでに成果をあげている。フタル酸エステルの問題は、これから取りあげて反対運動を進めていかなければならないと検討している。

天野（芦屋市消費者協会）　いま会長から申しましたAF2については、ことしの研究テーマになっており、すでに禁止運動に参加、そして、すでに使われている食品の市場調査の実施をしました。また、業者が自主的に使わなくなってからは、AF2を抜いたために食中毒がおきてはたいへんなので、ハム、ソーセージ、煉製品、とうふなどの取扱いや冷蔵庫の温度管理の徹底を協会のニュースや広報でPRをしました。

ここでちょっと阪神地区の連合会についてふれておきます。四十六年に阪神七市でつくり、お互いの情報交換と一市では力が弱くてできないことを各市が協力して行政に働きかけたり、業者と話し合って問題点をもち帰って調査活動をしたり、アンケート調査もしている。会には、包装問題研究専門部会と食品公害研究専門部会があり、前者は一昨年から過大包装追放運動をし、百貨店との話し合いをし、過大包装が改められた。幸い、去年の物資不足のとき、百貨店側も必要性を認め、このごろは簡易包装をしたり、贈答品ののし紙の代りに、それを箱に印刷したり包装費を省いている。食品公害の研究部会では、昨年、PCBについて研究し、妊産婦や乳幼児に対しての摂取許容量を早急にまとめてほしいと厚生省に要望しました。今後はPCBだけでなく、フタル酸エステルやAF2や、また魚のエサなどに抗生物質が含まれており、これなども規制の実施を要望していく予定。

三木（有害食品研究会芦屋支部）　きょうお集まりのかたの中に私たちのグループに加わっていただいているかたもおありと思いますが、先月、市民会館で発会式をし、誕生したばかりの会です。すでに、大阪大学医学部の丸山博士が会長の有害食品研究会があり、私がそれに関連した商売をしており、丸山先生とは二十年来のおつき合いをしている関係で、芦屋でもひとつどうかとの話しがあり、今回最初の支部として発足しました。会員数は現在、約五十人ですが、すぐ二百人ぐらいにはなると思う。いまお聞きした各グループにも必ず有害食品とかを研究テーマに入れておられる。私たちは、特定の食品とかに限ることなく、空気、水にいたるまで全般にわたり人間に有害と思われるものを対象にしています。

会の目的は、「自然食を開発普及し、有害食品を防止するため、調査、研究および食生活の改善を推進し、健康増進に寄与する」で、事業としては、「食品衛生の思想の啓蒙と普及、食品の改善に関する調査、研究など」。皆さんがたは、どちらかというと、グループで安いものを購入するため着色料など食品添加物のことも、考えていない。王様、王様と言われている間に王様がだんな様になってしまった感じ。男はなおのことで、食卓で食べる料理が、いくらで、どういう有害性があるのか、安全性が保てるのか、実際何も考えていないのが実態でしょう。たしかに私自身消費者協会の会長になってからと、それ以前とでは考え方が全く違ってきている。たいへん失礼なんですが一般に男は、AF2やフタル酸エステルといっても「それは何や」という感じ。このへんで、消費者は、もっと家庭の中で食品の問題とか物価の問題とかを取り上げていかなければならないと思いますね。

それとね、私は、県や市に望みたいことはどうも流通機構に問題がある。小売店の人たちと消費者がいっしょになって運動をおこし、また勉強できるような商工行政をしてほしい。できれば、小売店にもリーダー性のある、消費者を教育していく小売商が生まれてきてあたりまえだと思う。芦屋の特殊性から考えて、ぜんぜん時期はずれに、なすやきゅうりがでてきて、たいへん高い値で売られている。何も時期はずれの高いものを食べなくてもシーズン、シーズンにとれる栄養価のある内容の充実したものがよいのですよと、大量に入ったときに安く売ってあげるという、小売店も自分たちの生活を支えてくれる協力者としてうまくタイアップできる商工行政を望みたい。三者それぞれが反省がいると思います。こんどできた県の消費者保護条例（本紙第一面にその概要を解説しています）がどういう形で消費者の中に現実に生きていくのか　また、生かしてほしいと思うがどうなっていくのか勉強させてもらえばと思っています。

〈活動をして感じること〉

司会　ひとわたりお聞きしていて、発足の動機は、有害食品の研究とか食品公害などへの関心だと伺い何か共通したものを感じたわけですが、次に、今まで活動をしてきて感じている点や問題点についてお聞かせ願いたいと思います。

消費者自身の反省も

三木　消費者運動は盛んで、みなさんがよく企業なり行政なりを責めますが、果たして消費者自身がどうかの反省がなければならないと思う。たとえば洗剤。昨年のあのパニックで、洗剤がなくなった。それ以前に合成洗剤は川を汚染してきたことは、はっきりわかっている。しかし、ああいうパニックになると、もう、品質も何も考えずに何でもあったらよいと買っていった。それがそのままになって、ボイコットしようとしていた中性洗剤がまた復活して今は安全だと称する高級アルコール系になっているが私はこれとてもけっして安全だとは思わない。このように消費者自身も加害者で、家庭からどれだけ汚染物質を出しているか認識しなければならないと思う。こういう啓蒙が必要。最近、消費者の監視が強くなって、企業も今までのように安易に生産ができにくくなってきているが何かちょっとしたスキをみては、企業に有利な食品添加物、たとえばAF2の問題なりがでてくる。私らは、AF2の問題を六年前からいっていたが取りあげてくれなかった。最近、ああいう禁止の決定がされたことは喜ぶべきことではありますが、過去に経験したサッカリン、チクロ、サリドマイド等についても明らかなように常にその危険性は良識のある学者は言ってきている。しかし、行政やメーカーは常に安全だと言ってきた。市民は、そういうものにもっと関心をもてないものかと思う。そうすればもっと未然にそれらの害から守ることができたはず。

家庭の中から問題を取り上げていく

山村　賢い消費者とか、考える消費者とか言われてきた。しかし、事実は「消費者は王様」だとおだてられ、消費ブームにのって非常に高いものや、あふられて悪いものを買わされたり、有害でも、きれいに見えるもの、そして、きれいに食卓をかざれるもの、また子どもや主人が喜ぶものは、そういうことは考えずに不特定多数のかたに啓蒙するという、消費者を賢こくする運動が目的。こうなればまた企業としても売れないものはつくらない。早い話が、ここで出されている、このオレンジジュースもインチキで、色素で着色し、臭いだけで、一滴の果汁も入っていないものがオレンジだとかグレープだとか言っている。こういう点も啓蒙していきたい。そのほか、最近、みんなが公害の問題に関心が深いので、その研究会や、また、将来は、料理教室や直接家庭に結びついた実践的な運動をしていきたい。

私も商工会の理事の一人。商売人ぬきで生産者から消費者へ直接行ってしまうのも一つの形でしょうが、やはり商人がとれだけいるのは商人の価値があるわけです。というのは、共同購入の世話役はたいへんなことで、それぞれの負担能力が違うためにお互いどうし不平や不満も出やすく、みんながそういう意識をもってやらないと成功しないのではないか。

生産や流通の過程も問題

―価格と質のバランスをどう考える

三木　山村さんのほうでは、消費者運動の目的は、グループが必ずしも安く買うだけというのでなく、もっと次元の高いものを望んでいらっしゃるのですか。

山村　はい、そう考えています。

三木　商店を、ただ、ものを売ったらいいというだけにとどめさせず消費者が商店をじょうずに指導していく。たとえば、いまのたまごのことでも計画性をもって小売商にやらせれば必ずしもグループだけでやらなくても、それを扱うたまご屋さんでやれるようにすればよいと思う。それをわれわれがお手伝いして有害食品研究会が推せんする品だとかになれば思う。

浅井　たまごの供給は十分あるのですか。

三木　それがあるのですね。私も聞いてびっくりしたのですが、その、養鶏場から出るたまごで、グループだけでわけているのは四分の一。四分の三までは、一般ルートに出している。

浅井　二十三円ぐらいですか。それと、たまごの生産に大企業が乗り出して、小さいところはつぶれかかっているようですが。

三木　養鶏業者は、飼料計算をして、人のからだのためよりは、まずどうすればも

▲工場や施設の見学

▼市内の公園での共同購入

この「広報あしや」は、芦屋市広報委員会の自主活動の

うかるかというソロバンのほうを先にはじく。今は配合飼料ですから、中には全てのものが入っており、一般に安上りで安全だと称するものを使っている。

浅井　消費者と小売商がいっしょうけんめいになっても、生産者側に問題が先にでてくるのではないか。

三木　よいたまごとそういう飼料で機械的に生産したたまごとどれだけ味が違うかわかってもらう必要がある。

天野　配合飼料の問題ですが、その中にAF2と同じようなニトロフラン系の殺菌剤が入っているので、安食連で、そのような配合飼料を使っていない養鶏家の原さんの話を聞き、そういうたまごをわけていただけないものかと思っています。十一月からはニトロフラン系の殺菌料はたまごを産むニワトリには使えなくなって、食肉用のニワトリには出荷の五日前までは使えることになっている。また、これはニワトリには成長促進剤にもなるらしく、今まで九十日から百日以上かかっていたのが七十日ぐらいで出荷できるらしい。このため、このごろのかしわは、もうけはいらしいが、味が薄い。この点も、みんなで考え、なるべく配合飼料に、そういうものを使わないようにさせていきたい。また、今まで病気の発生を防ぐためニトロフラン系が使かわれていたが使わなくてもエサをアルカリ性にもっていくと病気が発生しないということです。

田中　それは人間のからだにもいえることですね。

三木　たまごを大量消費しすぎるのではないか。いまのように機械的に産ましたらほんとうの人間のたべものにはならないでしょうね。

浅井　まちの一般のお店でまずそういうたまごを販売していただくとか。生協に話しをもっていったところが、値段の折合いがつかず、取りあげてもらえなかったと聞いています。

三木　私たちの扱うたまごは、一年中値段が同じ。そのかわり、市価が高くなっても安くなっても二十三円なら二十三円で売る。ところが市価が二十五円のとき、よいたまごは二十三円だとすると、生協へどっと買い手が来たのでは困る、ということで扱わない。生協さんあたりは、消費者が値段よりも品物のよさで買うということで、そこまで指導してくれればよいが。一般の小売屋さんになると、あるていどきめのこまかいことや配達もできる。手数料を三円みて二十六円で売っても、それを喜こばれるかたもおられると思う。

山村　養鶏業者の場合は、必死になって組合をつくって、いちばん生産コストの安い、運搬経費のいらないように努力している。このあたりのバランスを考えてみる必要がありますね。私の実家では、約二千羽飼っている。有精卵を出荷しようとなるとても採算にのらないという。たまご産み機という考え方をしなければ、採算に合わない。もっと、もっとで、すなわち、えさの問題、生産性の問題も考えなければならない。ただ、ものを買えたらようということでなく、自分たちや子孫の健康までを考えた、いわゆる有害物の排除から流通機構の問題まで勉強していって、世の中の安全と物価の安定が総合的に図られる方向にもっていかなければならない。このために市も補助金を出し、労力を提供しておられるのだと思う。ところが残念ながら、共同購入で安いものが来るというと、どっとやって来られるが、食品の公害問題の研究会をやるとなるとなかなか来てくれない。PRのしかたも考えなければならないが消費者自身ももっと本質を考えてほしいと思いますね。

いくらでも新しい問題が

中村　私は、農協や漁協にも関係したし、生協も実際にやりました。いまは事業協同組合をやっており、したがって、人の力をどうして集めたらいいか苦労しています。

ところで先ほどのジュースでも百%のジュースとか無公害の食品というものは、研究すればするほど考えれば考えるほど問題が出てくるのではないか。輸入肉の問題にしても今は国内でも肉は余っているのではないか。

田中　私たちは肉の安売りではなく、少しでも公害のない肉をということで扱っているのです。

中村　すぐ小売業者をどうのといわれるが、小売業者が少しでも進んだやり方をすればメーカーにつぶされてしまう。私は昭和三十三年に店を五軒もっていたが、ひと晩でつぶされましたわ。市内に牛乳店が十軒しかなかった。お互いに地域が入り乱れるのはむだだということで、配達の方法なり、分配の方法などを考えさせてほしいと、阪神間の組合で提案したことがあったが、お互いに足をひっぱられてつぶされたことがある。人より前に進もうとすると、ぜんぶつぶされてしまう。小売業者が消費者のために言いたいことがあっても言えませんね。また、知っているからと言っても、言わしてもらえないことがあります。

三木　消費者が賢こくなれば、いいものを安く買うことができれば、つぶれていくことはないでしょう。

中村　私たちは牛乳も肉もやりたい。しかしあまり小売業者をいじめてはいけないし、消費者のみなさんが目ざめるまではと、しんぼうしている。神戸の消費者協会の妹尾さんあたりは、物資を安く流すのは灘神戸生協さんにまかせておいて、消費者協会はそんなことはしませんといっておられる。私はおかしいと思う。だから山村さん、芦屋では考えてくださいよ。市民が消費者運動をやっていても、安く買うということだけでやれば続かないと思う。したがって消費者運動で物の配分にしても、供給者が再生産の喜びというか、あしたも働らこうという気持をだいじにしたい。

〈消費者運動のあり方をめぐって〉

司会　ここで消費者運動はどうあるべきかについてご議論をどうぞ。

共同購入は全員が参加することが望ましい

県　共同購入について、いろいろお話しがでましたが、動機は、さまざまあると思う。単に安いものを求めるものから安全食品を求めるものまで。しかし、もっとほかにも、たとえば、価格決定に参加する、正しい商品知識を身につけるなどいろいろな目的があります。しかし、現状では、いろいろな問題も生じてきている。ひとつは、どんなものでも共同購入するのかの問題。中村さんがおっしゃったように、共同購入可能なものから始めるといういき方。これは、消費者組織としてやっていく中で、会員さんがどんなものを要求しているのかということもあわせて考えていかなければならない。第二に、私ちょっとびっくりしたのですが、全員が参加するというグループがありましたが、そういったしくみはどのグループもとられていないのではないか。ほとんどは一部の役員の負担が増大していますね。消費者協会の会員は、会員でありながら、じっと座っていて安くていいものを購入しているというのが実情ではないか。これでは運動とはいえないのでしょうか。

小売業者へどんどん注文を
—よい店、よい商品を育てる

司会　小売業者との関係はどうですか。

県　小売業者との関係が、各地域で問題になっていますが、共同購入するうえで明確にしておく必要があるのではないかと思います。消費者運動をやっていく中で、小売業者とは、小売業者からさかのぼって卸、メーカーにへと消費者の意向を伝えてもらうんだという基本的立場に立って手を結ぶ必要があるのではないか。直接の小売業務に対する苦情や要望はどんどん出していく。そして共同購入の配達部門を依頼するとか。消費者の意向を受け入れてくれた店に対しては、会員なりの購売力を結集し、その店を育てるという「よい店、よい商品を育てる」ことも共同購入の大きな目的のひとつです。また、人件費の高騰とか人手不足といわれているが、流通費用、すなわち、配達とか代金回収とかの費用は消費者自身が負担しなければならない世の中がくるのではないか。その段階を考えて、そのような費用を消費者が共同購入で負担することにより、安くものが手にはいるのではないか。第三に売れ残った品物の処理の問題、これをうまくやっていく方法を考えることですね。

運動としてやっていく中では、ただ単に安いから集るというのでなく、集まるから安くなるという面を明確にしなければなかなかむづかしいのではないでしょうか。

山村　三木さんが「安売りばかりではないですね」とおっしゃったが、安売りばかりでなくてもよいと思う。私たちは、小売業のない生活というものは考えられない。小売商が消費者をうまくリードしていくようなシステムなり販売方法が考えられないでしょうかね。私たちが高いものを買わなくてもよい、また、有害食品がおおっぴらに出まわることのない時代がくれば共同購入などやらなくてもよいのではないか。

消費者協会が共同購入すると会員でない人が多く来られる。広瀬さんがさきほど全員でやっているといわれたが、私は協会のリーダー性からいって、やはり、会員になってもらわなければと思っている。ビラを配ったりお知らせを出すとかしているが口でいうほどうまくはいかないのが実情です。

天野　始めのうちは会員対象にしていましたが、昨年の物資不足のときに県・市の要望で、市民対象に切り換えた。しかし、本来の会のあり方は会員になっていただいて消費者協会として、もっと研究活動を行ない消費者としての意識を高めてほしいと思う。

具体的な手がかりを見つける

広瀬　消費者運動は、高いものや有害なものは買わない、ということがたいせつですが、行政としてもそういうことを言ってもらえばと思う。

三木　消費者が賢こくなって買わないことが一番だと思う。

山村　考える消費者とか賢こい消費者と言っても、ほんとはどこがかしこくて、何をよく考えるのかわからない。いままでのご発言のようなことをいろいろ具体的に勉強して糸口をみつけていく必要があるのではないか。

中村　さきに話題にでたたまごの問題ですが、われわれもすいぶんさがし回った。たまごは養鶏場で契約するとき、極小卵を引き取らなければならない。しかし、消費者は小さいたまごは買わない。だから私たちは養鶏場とは直接取り引きはしていない。私たちが組織をつくるとき向こう三軒両隣りで六軒、少なくとも五軒をグループにしていく。私らはグループの拠点にもっていく。たとえ真夏であっても牛乳をくさらさないように、どなたか残ってもらえるようにというので五軒、六軒とすすめていく。そうすれば牛乳のような鮮度の心配のあるものですら可能です。一体世界中に物がじゅんたくにあるのかどうか。その中で物を選択し、自分たちの体のために、いつでも幸わせに、すんなり食べたり、消費できる生活を望みたい。ものがじゅんたくになれば共同購入会がいらなくなるとは私は思わないですね。そして、市なり県なりにものをうるかるかというソロバンのほうを先にはじく。今は配合飼料ですから、中には全てのものが入っており、一般に安上りで安全だと称するものを使っている。

浅井　消費者と小売商がいっしょうけんめいになっても、生産者側に問題が先にでてくるのではないか。

三木　よいたまごとそういう飼料で機械的に生産したたまごとどれだけ味が違うかわかってもらう必要がある。

天野　配合飼料の問題ですが、その中にAF2と同じようなニトロフラン系の殺菌剤が入っているので、安食連で、そのような配合飼料を使っていない養鶏家の原さんの話を聞き、そういうたまごをわけていただけないものかと思っています。十一月からはニトロフラン系の殺菌料はたまごを産むニワトリには使えなくなって、食肉用のニワトリには出荷の五日前までは使えることになっている。また、これはニワトリには成長促進剤にもなるらしく、今まで九十日から百日以上かかっていたのが七十日ぐらいで出荷できるらしい。このため、このごろのかしわは、もうけはいらしいが、味が薄い。この点も、みんなで考え、なるべく配合飼料に、そういうものを使わないようにさせていきたい。また、今まで病気の発生を防ぐためニトロフラン系が使かわれていたが使わなくてもエサをアルカリ性にもっていくと病気が発生しないということです。

田中　それは人間のからだにもいえることですね。

三木　たまごを大量消費しすぎるのではないか。いまのように機械的に産ましたらほんとうの人間のたべものにはならないでしょうね。

浅井　まちの一般のお店でまずそういうたまごを販売していただくとか。生協に話しをもっていったところが、値段の折合いがつかず、取りあげてもらえなかったと聞いています。

三木　私たちの扱うたまごは、一年中値段が同じ。そのかわり、市価が高くなっても安くなっても二十三円なら二十三円で売る。ところが市価が二十五円のとき、よいたまごは二十三円だとすると、生協へどっと買い手が来たのでは困る、ということで扱わない。生協さんあたりは、消費者が値段よりも品物のよさで買うということで、そこまで指導してくれればよいが。一般の小売屋さんになると、あるていどきめのこまかいことや配達もできる。手数料を三円みて二十六円で売っても、それを喜こばれるかたもおられると思う。

山村　養鶏業者の場合は、必死になって組合をつくって、いちばん生産コストの安い、運搬経費のいらないように努力している。このあたりのバランスを考えてみる必要がありますね。私の実家では、約二千羽飼っている。有精卵を出荷しようとなるとても採算にのらないという。たまご産み機という考え方をしなければ、採算に合わない。もっと、もっとで、すなわち、えさの問題、生産性の問題も考えなければならない。ただ、ものを買えたらようということでなく、自分たちや子孫の健康までを考えた、いわゆる有害物の排除から流通機構の問題まで勉強していって、世の中の安全と物価の安定が総合的に図られる方向にもっていかなければならない。このために市も補助金を出し、労力を提供しておられるのだと思う。ところが残念ながら、共同購入で安いものが来るというと、どっとやって来られるが、食品の公害問題の研究会をやるとなるとなかなか来てくれない。PRのしかたも考えなければならないが消費者自身ももっと本質を考えてほしいと思いますね。

いくらでも新しい問題が

中村　私は、農協や漁協にも関係したし、生協も実際にやりました。いまは事業協同組合をやっており、したがって、人の力をどうして集めたらいいか苦労しています。

ところで先ほどのジュースでも百%のジュースとか無公害の食品というものは、研究すればするほど考えれば考えるほど問題が出てくるのではないか。輸入肉の問題にしても今は国内でも肉は余っているのではないか。

田中　私たちは肉の安売りではなく、少しでも公害のない肉をということで扱っているのです。

中村　すぐ小売業者をどうのといわれるが、小売業者が少しでも進んだやり方をすればメーカーにつぶされてしまう。私は昭和三十三年に店を五軒もっていたが、ひと晩でつぶされましたわ。市内に牛乳店が十軒しかなかった。お互いに地域が入り乱れるのはむだだということで、配達の方法なり、分配の方法などを考えさせてほしいと、阪神間の組合で提案したことがあったが、お互いに足をひっぱられてつぶされたことがある。人より前に進もうとすると、ぜんぶつぶされてしまう。小売業者が消費者のために言いたいことがあっても言えませんね。また、知っているからと言っても、言わしてもらえないことがあります。

三木　消費者が賢こくなれば、いいものを安く買うことができれば、つぶれていくことはないでしょう。

中村　私たちは牛乳も肉もやりたい。しかしあまり小売業者をいじめてはいけないし、消費者のみなさんが目ざめるまではと、しんぼうしている。神戸の消費者協会の妹尾さんあたりは、物資を安く流すのは灘神戸生協さんにまかせておいて、消費者協会はそんなことはしませんといっておられる。私はおかしいと思う。だから山村さん、芦屋では考えてくださいよ。市民が消費者運動をやっていても、安く買うということだけでやれば続かないと思う。したがって消費者運動で物の配分にしても、供給者が再生産の喜びというか、あしたも働らこうという気持をだいじにしたい。

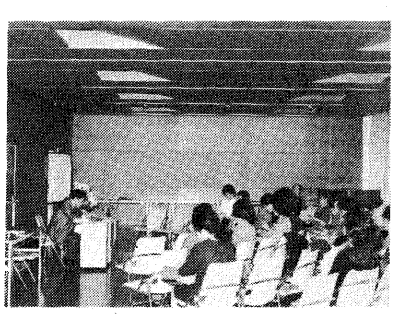

▲講演会で知識を広める
▼グループでの勉強会

ひとつとして広報委員の奉仕で各ご家庭に届けています

共同購入は地域社会の連帯もねらいに

県　さきほど、かなめグループさんですか、大原公園での共同購入がだめになったというのはどういうことですか。

田中　私たち、共同購入の場所として、市内の公園を利用してきましたが、大原公園は、公園としては小さく、荷が入ると、過半の場所がふさがってしまい、また、市場にも近いということで付近から苦情がでて、中止しました。

県　県では、まだ通ちょうは流していないのですが、共同購入のための公共施設の利用については、四十五年に「当面の物価定定対策についての物価対策閣僚協議会での決定に基づき各行政官庁に協力をするようにと、指導してきている。ただ、公園などは時間的に場所によってはむずかしいときもあるでしょうが。

田中　大原公園はそういうことで、やめることにしましたが、利用なさっているかたは、物価高なので、とにかく少しでも安いものを手に入れたいというので、一部の人のいやがらせを気にせずに、続けるようにとの意見が多く、だめなら署名運動をするとの意向が強いのですが、小売業者に迷惑をかけでもと思い、いまはやめている。

県　共同購入というのは、コミュニティというか、やはり、地域住民の連帯ということも大きな目的にしているので、きれいごとをいっても小売業者といろいろ問題をおこすことも、各地を回っていてよく承知している。ただ、素直な要望は、小売業者に対していう必要があると思う。ひとつ考えていただかなければならないのは、企業のあるべき姿というものは、私たちが安心して買えて、なおかつ適正な価格であるべき商品を出していかなければならないこと。そういう姿勢を高めていくためにも行政だけではむずかしい。消費者運動を盛り上げていって、悪い商品を買わず、市場から消していくことも考え、行政にどんどん要望をぶっけていく。

ご理解願いたい。

山村　県下のどこかで砂糖が出れば県内のどこかでうるおうという考え方でしょう。過日の砂糖や紙のパニックの時に聞いた話ですが、食料品を長く売っている市内の店の話であるが、百貨店や生協など大きなところにはたくさんでて、小さなところは放出はなかったから、小さな店は、だめだという、行政が小さな店を見放す政策をとったということでおこっておられた。お客さんは、小さな店ではだめで、やはり生協へ行かなんだら、という印象を与えたことは残念だといっておられた。ほんとにそれでは行政の姿勢を凝いたいですね。

発言する消費者へ

広瀬　合成殺菌料の問題ですが、AF2のほかに何か合成殺菌料はあるのですか。合成殺菌料が入っていればその名前を書かなければならないのではないか。

天野　今、許可になっている合成殺菌料は、三種類ほどありますが、おもに過酸化水素が使われている。AF2とまぎらわしいので、はっきりしてほしいと要望している。

県　牛乳なら牛乳では、専門リーダー的なものを考えてもらうことも必要で、ひとりでは何から何でも無理ですね。

天野　消費者はだまっておらずにどんどん声をあげてやっていくと、マスコミなども取りあげてくれ、それによって行政が動くというケースも多く、市民どうしが手をつなぐことが運動の基本ではないかと思う。

西尾　消費者の運動と行政のかかわりについては、県の消費者保護条例もでき、具体化しつつあるわけですが、最終的には、消費者自身がやっていくことが必要でしょうね。そして、きょうは、消費者のグループのみなさんから切実な声を聞かせてもらいました。今後、運動と行政のかかわりを十分に検討していきたいと思います。

きょうのような消費者グループとの会合は今回が初めてですが、こうした会合は、第一回目としても非常に意義があったと思います。今後、グループどうしの進めかたとえば、連合体とかの研究もしてみたいと思います。市民全体が消費者であり、その中に業者もいらっしゃる。業者のかたの声も聞かせてもらう、その中で消費者の立場を考えて、業者との話し合いもしていくよう考えています。

三木　せっかくいいグループができたことだし、消費者どうしの横の連絡も行政として考えてほしい。

広瀬　メーカー、業者、消費者が集まっての話し合いも必要でしょうね。

山村　消費者団体が連合体をつくるとかいうことは別にして、勉強する機会があれば、消費者協会の会員ということでなく、いっしょに、食品公害の問題とか、消費者に役立つ問題を、市や商工会との共催という形で、できるだけ勉強する機会をつくっていく、その中から、いろんなグループの消費者運動が盛り上っていく、そういう形の行事など市のほうで考えていただければと思う。その中から連合体をつくるなら考えていってもよいと考えています。

司会　まだ、ご意見があるかと思いますが、時間がきましたので、このへんで終らせていただきます。どうもありがとうございました。

▶市内の消費者関係団体・グループ一覧表◀

名　称	代表者	電　話
芦屋市消費者協会	山村　康六	㉛2121
ぐるーぷゆうかん	松原　香織	㉜2181
芦屋たまごEグループ	亀井　喜代	㉛0230
芦屋共同購入会	中村朝太郎	㉒6505
グループかなめ	田中　富子	㉓0805
カナン消費者の会	高月　栄子	㉛7313
グループくらしのひろば	松原　香織	㉜2181
青果市グループ（精道地区）	多田　幹子	㉛6193
〃（山手地区）	〃	〃
〃（宮川・岩園）	〃	〃
有害食品研究会芦屋支部	三木　政憲	㉛4141

就学前健康診断を行ないます

就学通知書は届きましたか

昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日までに生まれたお子さんは、来年四月学齢に達しますので、「就学通知書」「健康診断通知書」および「就学時健康診断票」を送付しました。

該当児童をお持ちの保護者のかたで、まだお手もとにこれらの通知書が届かないかたは、至急に市教育委員会管理課（電話㉛二一二一、内線三三三）へご連絡ください。また、就学についてご心配、疑問をお持ちのかたも同課までどうぞ。なお、外国人のかたは、お申し出によって就学できますのではんこを持って、市教委管理課までおこしください。

▼健康診断の日程は次のとおりです。▽十一月二十六日（火）精道小学校▽二十七日（水）岩園小学校▽二十八日（木）山手小学校▽二十九日（金）宮川小学校と朝日ケ丘小学校。

市民の黒板

市役所の電話㉛二一二一

下水道受益者負担金の納期

十一月三十日までが納期の下水道受益者負担金は、お納めいただいたでしょうか。

お手もとの納付書でもよりの銀行か市内郵便局でお願いします。

納付書をなくされたかたは市下水道総務課で再発行します。

国民年金に加入しましょう

あなたは国民年金に加入されていますか。二十才以上六十才未満で、厚生年金や公務員の年金制度に入っていないかたはすべて国民年金に加入しなければなりませんし、加入していないと将来老令年金や障害・母子年金などの保障が得られません。厚生年金や公務員の年金制度に入っておられるかたの配偶者も国民年金に希望加入できます。該当されるかたは市保険年金課へどうぞ。

国民年金のかけ金免除

国民年金に加入されているかたで、かけ金の納め忘れがありますと、将来老令年金を受けられないことがあります。経済的な事情などでかけ金を納めるのが困難なかたはかけ金が免除されますので、至急手続を済ませてください。かけ金を免除された期間分の年金額は、一般の三分の一になりますが、かけ金の追納をしますと満額の年金を受けることができます。くわしくは市保険年金課へ。

国の児童手当

次の要件に該当しているかたはすぐに市保険年金課で手続してください。①日本国民で国内に住所があること　②義務教育終了前の児童を含む十八才未満の児童を三人以上養育していること　③所得が一定の基準額に満たないこと（例…扶養親族が四人のときであれば四十八年中の必要経費控除後の所得二百四十八万一千六百二十五円）。手続の際は、次のものをご持参ください。①はんこ　②請求者が加入している年金等の被保険者証書　③口座振込みを希望されるかたは、請求者名義の口座番号（市内の銀行）。なお、公務員と三公社にお勤めのかたは勤務先にご請求ください。また手当受給中のかたで算定基礎児童が増加するかたは、改定請求の手続をしてください。

老令福祉年金の請求

明治三十九年四月一日までに生まれたかたで、次のすべての要件に該当すれば、市保険年金課で手続をお済ませください。①日本国籍を有し、国内に住所のあるかた　②配偶者、扶養義務者の四十八年中の所得が限度額以内のとき（例…扶養親族五人のとき必要経費控除後の所得金額六百十七万五千円、他に計算の特例があります）③該当者の四十八年中の所得が限度額以内のとき（例…扶養親族一人のとき必要経費控除後の所得金額五十九万八千円、他に計算の特例があります）。④恩給、厚生年金、公務員の年金等を年額十六万円以上受けていないとき。手続の際には、①はんこ　②恩給、年金等を受けているかたは年金証書か、その写しをご持参ください。

児童・特別児童扶養手当の申請

①義務教育終了前または二十才未満で心身に重い障害のある児童が、父と生活をともにしていない場合（母子家庭）や父が障害者の場合に、その児童の母または母にかわってその児童を養育しているかたに児童扶養手当が支給されます。②身体または精神に重い障害のある二十才未満の児童を監護する父か母、または父母にかわってその児童を養育しているかたに特別児童扶養手当が支給されます。ただし、公的年金との併給制限および所得制限がありますので、市保険年金課年金係へおたずねください。

会社をやめて国保加入するとき ご存知ですか「継続療養」

いままでお勤めの会社を退職すると、その会社での健康保険の資格はなくなりますが、退職した後もその会社での健康保険を継続して使える方法があります。これを一般に「継続療養」といい、受給条件および手続等は、次のとおりです。①退職に際して、現に療養中の傷病があること。②その傷病に関して初診の日からなおるまで最高五年間有効。③会社に継続して一年以上勤務（被保険者資格を有）していたこと。④住所等のつごうで、医院を変わることはできます。⑤申請の手続は、退職してから十日以内に、なるべくなら被保険者証を返すとき（五日以内）に一しょに「継続療養受給届」を、ふつうは会社を通じて、社会保険事務所または健康保険組合へ提出することになっています。⑥継続療養を受けるかどうかは任意で、扶養家族についても同様の取扱いができます。くわしくは会社の担当者のかたにご相談ください。

なお、継続療養を受ける場合でも、継続療養にかかる以外の傷病にそなえて、他の健康保険（再就職あるいは扶養家族になる）または国民健康保険に加入しなければなりませんが、継続療養を受けることには次のような利点があります。①**健保本人→再就職して他の健保本人の場合**…新規加入手続中も切れ目なく療養が受けられる。②**健保本人→他の健保扶養家族の場合**…切れ目がない。継続療養分については、三割の一部負担金がいらない。③**健保本人→国保加入の場合**…届出まで（十四日以内）の療養に切れ目がない。継続療養分について二割または三割の一部負担金がいらない。④**継続療養を受けることについての保険料**（掛金）はいらない。なお「任意継続被保険者」といって、所定の保険料を支払って在職中と同様の被保険者資格を退職後一年間継続する方法もありますが、ここにいう「継続療養」とは別のものです。

国保加入の届出のとき、継続療養のあるときは、その旨もお申し出ください。市保険年金課保険係（電話㉛二一二一内線二四三～四）

市民ロードレース大会

▽とき　十一月二十三日（土）
第一回…昭和四十九年十一月二十三日（土）
第二回…昭和四十九年十二月二十二日（日）
第三回…昭和五十年一月十二日（日）
午前九時三十分

▽受付　市内に在住、在学、在勤またはスポーツ籍をおいておられるかたを対象に市民ロードレース大会を行ないます。

▽種目　（男子の部）中学生と壮年（四十才以上）は四千四百メートル、高校と一般は六千メートル。（女子の部）中学、高校、一般、壮年（四十才以上）とも二千八百メートル。

▽コース　芦屋海岸（ぬえ塚橋～江尻川）

▽参加費　無料（全員に参加章）

お申込み・お問合せは、前日までは市立体育館市民体育係（電話㉛八二二八）、当日は市教育委員会二階へどうぞ。

朗読奉仕をしませんか

視覚障害者のかたがたのため、録音図書のつくりかた、朗読技術の習得を希望されるかたを対象に正しい朗読と録音についての講習を行ないます。

▽とき　昭和四十九年十一月二十八日～昭和五十年三月末日まで、毎週木曜日午後六時～八時三十分、計十五回。

▽ところ　市分庁舎二階会議室

▽講座　「声の図書の知識」「朗読の方法と実技」

▽講師　民間放送アナウンサー、県民生部障害福祉課長補佐、県盲人協会長。

▽定員　二十名。

ご希望のかたは、十一月二十五日までに福祉事務所福祉総務課福祉係（電話㉛二一二一内線三〇〇）へ、お申し込みください。

点字実技講習会

点字広報あしやの発行と、点字の実技指導をいたします。盲人のかたへの点訳奉仕をなさりたいかたは、ぜひご参加ください。経験のあるかたはもちろん、初心者のかたもお気軽にどうぞ。

▽とき　十二月七日（土）午前十時～正午まで

▽ところ　市立図書館会議室

▽指導　大野加久二先生

なお、初めてのかたは午前十一時においでください。器具その他は、図書館に用意してあります。

市職員を募集

芦屋市では、保健職（女二名）と保母職（女二名）を募集しています。

受付期間　十一月二十五日（月）～十一月三十日（土）

申込み（問合せ）先　芦屋市役所総務部人事課（電話㉛二一二一内線二七二）芦屋市精道町七番六号　〒六五九

必要書類　①採用申込書②受験票③資格証明書

応募資格　保健職は保健婦資格、保母職は保母資格を有し、いずれも昭和十四年四月二日以降に出生しているかた。

なお、第一次試験は十二月三日（火）午前九時～午後五時の予定。

善意銀行

九月一日から十月三十一日までの取り扱い分。敬称略。

預託【金銭口座】社会福祉のために一万円、一市民▽千円、K市民▽千円、K市民▽老人福祉のために一万二千円、有光キサヨ▽六万円、芦屋市公明党▽五千円、山田光三▽独居老人のために三千円、小林浪子▽児童福祉のために五千円、林博通▽身体障害者福祉のために五千円、一市民▽社会福祉のために千円、K市民▽身体障害者福祉のために二万円、石田原芳臣▽三十万円、一市民▽児童福祉のために二万円、林雅子▽みどり学級のために三千円、塚原かね。

【物品口座】ふとん七枚、ざぶとん十枚、衣類二百点、タオルケット二枚、石けん一箱、衣類三十点、子ども用衣類十四点。

払い出し【金銭口座】和風園映画会フィルム借上料、一万二千円▽身体障害者福祉協会高令者慰問品購入費用の一部として五万円。

【物品口座】三田谷治療教育院へ、衣類約八十点。

市社会福祉協議会へのご寄贈　五百円、茶屋之町一主婦▽四十八万六千七百五十六円、芦屋青年会議▽十万円、西氏▽五百円、茶屋之町一主婦▽三千円、田所義英▽十万円、堺谷修▽五千円、口丸すみゑ。

一時恩給請求手続

引き続き実在職年が三年以上七年未満のかたで、下士官（伍長以上）に六か月以上在職されていたかたは一時恩給の手続をしてください。また、該当されるかたが死亡された場合は、ご遺族から一時扶助料の請求ができます。請求手続は市福祉総務課でどうぞ。

戦没者の妻に対する特別給付金の請求を

戦没者の妻に対する特別給付金（い号二十万円十年償還）を受けられたかたは、昭和四十八年四月三十日で償還が終わり、引き続き増額され六十万円十年償還で支給されます。前回、給付金を受ける権利を取得していたのに知らなかったとか、手続が遅れたなどの理由で支給を受けていなかったかたも、今回は受付いたします。また昭和四十八年四月一日以降、公務扶助料、遺族年金等を受給されていた戦没者の妻が死亡されたご遺族は相続人請求ができます。

なお、昭和六年九月十八日以降昭和十二年七月六日までの間に公務上負傷または病気にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した旧軍人の妻で、昭和四十九年十月一日において公務扶助料、遺族年金等を受給されている戦没者の妻に額面六十万円十年償還で支給されることになりましたので請求手続をしてください。戦没者の妻が公務扶助料等を受給中、昭和四十九年十月一日以降死亡されたご遺族は相続人請求ができます。いずれも該当されるかたは、お早めに市福祉総務課にお申し出ください。

下水処理場の水質試験結果

水洗化が進むにつれて、流入下水の水質は悪くなってきていますが、処理水は毎日一定した良好な水を放流しています。

採水年月日 / 試験項目	10月7日		10月21日		10月31日		活性汚泥法処理による基準
天候	はれ		くもり		くもり		
気温（℃）	19.0		16.5		17.5		
検水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	
水温	21.6	22.0	21.2	21.9	20.0	19.9	
PH	7.3	7.0	7.4	7.1	7.2	7.0	5.8以上 8.6以下
浮遊物S.S（mg/ℓ）	86	8	98	19	91	12	70以下
BOD5（mg/ℓ）	73	3.9	104	5.5	92	4.8	20以下
大腸菌群数（コ/mℓ）	10万以上	0	10万以上	0	10万以上	0	3,000以下
備考	前日 はれ 前々日 くもり		前日 くもり 前々日 くもり		前日 雨 前々日 くもり		

秋の全国火災予防運動

11月26日～12月2日

生活の一部にしよう火の点検

家庭における安全点検　■暖房器具は正しく使おう■たばこの投げ捨て、寝たばこはやめよう■消火器具を備え付けよう■避難路を考えておこう

火事と救急は119番

県と財務事務所からのお知らせ

十一月一日～十一月三十日は個人事業税（第二期分）の納期です。

納税には、便利な振替納税制度をご利用ください。▼申込は兵庫県西宮財務事務所（電話〇七九八㉒一六九一）

十一月は、公給領収証の受取強化月間です。

料理店、バー、キャバレー、旅館、飲食店などを利用されたときは、必ず公給領収証を受取りましょう。

給与所得の年末調整説明会

昭和四十九年分給与所得の年末調整の方法と法定調書のつくり方についての説明会を行ないます。

日時　十二月五日午後一時三十分

場所　芦屋市民会館三〇一号室

兵庫県民サービス・センター

十一月二十二日オープン

かねてよりみなさんからの要望の強かった、県政の総合窓口として「兵庫県民サービス・センター」が神戸市葺合区御幸通八丁目一番地のケイ・エスビル（そごう新館）二階でオープンします。

設置部門は、県民総合相談コーナーと余暇コーナー（電話078二五二一〇〇一）、旅券センター（電話078二五二一〇八〇一）、広報・展示コーナーの四部門です。

また、留守番電話（夜間・休館日相談用記録電話〇七八252〇八〇〇）も、ご利用ください。